

平成 28・29 年度入札参加資格審査の改正について

1. 建設工事の入札参加資格に「社会保険等の加入」を追加

建設業は未だ雇用保険、健康保険、厚生年金の社会保険等に加入していない業者が存在しており、建設労働者の処遇改善が喫緊の課題となっております。

本市では平成 28・29 年度定期入札参加資格審査に合わせて、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

2. 建設工事の平成 28・29 年度入札参加資格審査における主観的評価項目

主観的評価項目及び評点

1)	工事成績評点と工事件数評点の合計	最大 108.90 (H26 最大値)
2)	優良建設業者表彰評点	最大 50
3)	障害者雇用評点	最大 10
4)	地域貢献評点	最大 10
5)	指名停止等状況評点	最大 0
		最低 -40 (H26 最低値)
6)	防災活動評点	最大 10
7)	こども安全協力の家委嘱状況評点	最大 10
8)	保有技術者状況評点	最大 30
9)	インターンシップ受入れ実施評点	最大 5
10)	特別徴収実施状況評点	最大 5
11)	消防団員登録状況評点	最大 20
12)	男女共同参加取組み状況評点	最大 10
13)	永年勤続従業員評点	最大 10

上記のうち 4)、5)、6)、11) について改正し、12)、13) を追加します。

4) 地域貢献評点

「法人として、1 年間に複数回の前橋市内におけるボランティア、」を「前橋市内における地域づくり推進事業等のボランティア」と改正します。

5) 指名停止等状況評点

指名停止処分を受けた者は、回数及び停止日数に応じ減点しているが、指名停止処分には至らない文書注意又は口頭注意を受けた者も減点します。

指名停止 1 件につき	−10 点
指名停止日数	× −0.5 点
上記に	
<u>文書又は口頭注意 1 件につき</u>	<u>−5 点</u>

6) 防災活動評点

防災協定締結状況に対する評価に現在の防災協定締結だけでなく、本市における災害、除雪、事故等の緊急の実績及び前橋市防災協力事業所登録状況を加え評価します。

防災協定締結又は	
前橋市防災協力事業所登録をしている	5 点
前橋市における緊急工事等の実績がある	5 点

※緊急工事等の実績は、平成26年1月1日から平成27年12月31日までの2年間とします。(地域貢献評点、インターンシップ受入れ実施評点と同条件)

1 1) 消防団員登録状況評点

消防団員登録状況に対する評価に現在の消防団員数だけでなく、新たに事業主又は従業員が消防団員に登録した場合、ボーナス点を加点します。

消防団員に登録している者が 1 人	5 点
消防団員に登録している者が複数	10 点
<u>新たに消防団員に登録している者</u>	<u>10 点</u>

※新たに消防団員に登録した者とは、平成26年1月1日から平成27年12月31日までの2年間とします。(地域貢献評点、インターンシップ受入れ実施評点と同条件)

1 2) 男女共同参加取組み状況評点

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に沿った制度を就業規則（作成する義務のない者は独自のもの）に定め、活用実績のある者に加点します。

制度を活用している 10 点

※制度の活用実績は、平成26年1月1日から平成27年12月31日までの2年間とします。（地域貢献評点、インターンシップ受入れ実施評点と同条件）

1 3) 永年勤続評点

永く雇用し技術、技能の向上及び継承に努める者に加点します。

前橋市永年勤続従業員表彰 受賞者

10年表彰1人につき	3点
20年表彰1人につき	4点
特別表彰1人につき	5点
	最大10点

※品質を確保するための担い手を育成及び確保するための品確法、入契法、建設業法が改正され、経営事項審査における総合評定値（客観点）では、若年技術者（35歳未満）の人数が全技術者の人数の15%以上の場合、1点を加点する。また、審査基準日からさかのぼって新たに技術職員となった若年技術職員の人数が審査基準日における技術職員の人数の合計の1%以上の場合、1点を加点しています。

本市では、主観的評価項目において、永く雇用し技術、技能を継承することに努める者に加点します。

3. 建設工事の等級区分及び格付け基準

1) 平成28・29年度の等級区分

工事種別	等級の区分
土木一式工事※	A B C
舗装工事	A B C
建築一式工事※	A B C
電気工事	A B C
管工事	A B C
塗装工事	A B
造園工事	A B

※土木一式工事、建築一式工事は4等級から3等級に再編します。

2) 平成28・29年度の格付け基準

工事種別 \ 等級	等級		
	A	B	C
土木一式工事	1000点以上 かつ特定建設業	850点以上	850点未満
舗装工事	850点以上 かつ特定建設業	800点以上	800点未満
建築一式工事	900点以上 かつ特定建設業	750点以上	750点未満
電気工事	900点以上	650点以上	650点未満
管工事	850点以上	700点以上	700点未満
塗装工事	725点以上	725点未満	
造園工事	800点以上	800点未満	

4. 測量、建設コンサルタントの平成28・29年度入札参加資格審査における評価項目

測量、建設コンサルタントの評価項目及び評点

1)	業種区分ごとの年間平均実績高評点	最大	90
2)	自己資本額評点	最大	30
3)	業種区分ごとの有資格者数評点	最大	150
4)	営業年数評点	最大	30
5)	構造設計一級建築士及び 設備設計一級建築士評点	最大	10
6)	ISO等認証取得評点	最大	10
7)	障害者雇用評点	最大	5
8)	インターンシップ受入れ実施評点	最大	2
9)	こども安全協力の家委嘱評点	最大	2
10)	特別徴収実施状況評点	最大	2
11)	消防団員登録状況評点	最大	7
12)	指名停止等状況評点	最大	0
13)	防災活動評点	最大	2
14)	男女共同参加取組み評点	最大	2
15)	永年勤続評点	最大	5

上記のうち11)を改正し、12)から15)を追加します。

11) 消防団員登録状況評点

消防団員登録状況に対する評価に現在の消防団員数だけでなく、新たに事業主又は従業員が消防団員に登録した場合、ボーナス点を加点します。

消防団員に登録している者が1人	1点
消防団員に登録している者が複数	2点
新たに消防団員に登録している者	5点

※新たに消防団員に登録した者とは、平成26年1月1日から平成27年12月31日までの2年間とします。(インターンシップ受入れ実施評点と同条件)

1 2) 指名停止等状況評点

指名停止等の処分を受けた者を減点します。

指名停止 1 件につき	-10 点
指名停止日数	× -0.5 点
文書又口頭注意 1 件につき	-5 点

1 3) 防災活動状況評点

本市における防災への取組み状況を評価します。

防災協定締結又は 前橋市防災協力事業所登録をしている	2 点
-------------------------------	-----

1 4) 男女共同参加取組み状況評点

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に沿った制度を就業規則(作成する義務のない者は独自のもの)に定め、活用実績のある者に加点します。

制度を活用している	2 点
-----------	-----

※制度の活用実績は、平成26年1月1日から平成27年12月31日までの2年間とします。(インターンシップ受入れ実施評点と同条件)

1 5) 永年勤続評点

永く雇用し技術の向上及び継承に努める者に加点します。

前橋市永年勤続従業員表彰 受賞者	
10年表彰 1人につき	1 点
20年表彰 1人につき	2 点
特別表彰 1人につき	3 点
	最大 5 点

※インフラの老朽化、維持管理、耐震化などが課題となり、将来にわたっての品質を確保するための担い手を育成及び確保する、品確法、入契法、建設業法が改正されたことにより、技術の継承を担う人材を育成している者に加点します。

5. 測量、建設コンサルタントの等級区分及び格付基準

1) 平成28・29年度の等級区分

業務種別	等級の区分
測量	A B
建築関係建設コンサルタント業務	A B
土木関係建設コンサルタント業務	A B

※地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務は等級区分を廃止します。

2) 平成28・29年度の格付基準

等級 業務種別	A	B
測量	180点以上	180点未満
建築関係建設コンサルタント業務	180点以上	180点未満
土木関係建設コンサルタント業務	180点以上	180点未満